

議案第 8 2 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経て、市道の路線を下記のとおり認定する。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

記

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
1218	市道 片山地方線	山陽小野田市 大字有帆字嵯峨町 726 番 地先	山陽小野田市 大字有帆字東見取 722 番 3 地先	約 106m
1224	市道 有帆西線	山陽小野田市 新有帆町 812 番 1 地先	山陽小野田市 新有帆町 854 番 1 地先	約 146m

(参考条文)

○道路法

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

議案第82号参考資料

